

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	新型コロナウイルスワクチン接種臨時推進事業による予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、新型コロナウイルスワクチン接種臨時推進事業による予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

壬生町長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルスワクチン接種臨時推進事業による予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定により 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の記録と保存と実施対象者の把握。 ②予防接種法による予防接種の実施に係る費用徴収に関する事務。 加えて、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として以下の場合に使用する。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ④予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一10項 ・番号法第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会) ・番号法第19条第6号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号、別表第二 第16-2項、第17項、第18項、第19項並びに総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】番号法第19条第7号、別表第二の16の2項、並びに総務省令第12条の2 番号法第9条第7号、別表第二 第16-2項、第17項、第18項、第19項 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会】番号法第19条第16号 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた委託先への提供】番号法第19条第6号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I—5. 評価実施機関における担当部署①部署	民生部 健康福祉課	住民福祉部 健康福祉課	事後	
令和5年1月26日	I—7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住所: 栃木県下都賀郡壬生町通町12番地22号	住所: 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和5年1月26日	I—8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	住所: 栃木県下都賀郡壬生町通町12番地22号	住所: 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和5年1月26日	II—1. 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年1月26日	II—2. 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月28日	I—3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会) ・番号法第19条第5号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会) ・番号法第19条第6号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた委託先への提供)	事後	
令和5年3月28日	I—4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会】番号法第19条第15号 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた委託先への提供】番号法19条第15号	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会】番号法第19条第16号 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた委託先への提供】番号法19条第6号	事後	
令和6年3月29日	II—1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和6年3月29日	II—2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし